

和解を踏まえて

2026(令和8)年3月23日

飯島章太

まず最初に、今もなお過酷な労働環境の中、奮闘されている千葉県の子童相談所および一時保護所の職員みなさまに、深く敬意を表します。また、今年4月から新たに子童相談所で働き始めるみなさまにも、心から感謝と応援の言葉を送りたいと思います。

千葉県は今回の裁判を通じて、子童相談所のこどもたちの権利と尊厳を守るために、子童相談所職員の労働環境の改善に努めることを約束しました。来年度以降も職員の増員などが予定されており、環境改善が進むことを私たちも願っています。ただ、その実現にはなお時間がかかるかもしれません。

職員みなさまは、こどもたちのためにと思い、この仕事を選ばれたのだと思います。だからこそ、働く中で葛藤や悩みを抱えることもあるはずです。苦しさや悲しさ、つらさを感じることもあるかもしれません。

どうか、こどもを大切にしたいと願う自分自身のことも、同じくらい、あるいはそれ以上に大切にしてください。こどものことを思うあなたが、幸せであってほしいのです。あなたが健康に、この先を生きてくれることが、必ずこどもたちにとっての希望になるはずです。

千葉県も、これから職員を守る仕組みをさらに整えていってほしいと思います。また、職場の外にも、職員を支えるための相談先はあります。千葉県職員労働組合、千葉県議会議員、労働基準監督署、また私や弁護士にできることもあるかもしれません。

私たちは今回、判決ではなく和解という道を選びました。それは、私や弁護士だけでなく、子童相談所を応援してくださる県民の方々、そして全国の多くのみなさまとともに、千葉県がこれから前向きに約束を守っていくかを見守っていきたいと考えたからです。

この裁判は、全国各地の本当に多くのみなさまに応援していただきました。それは、多くの方が、子童相談所職員みなさまの奮闘する姿を見てこられたからだと思います。みなさまの支えがあったからこそ、この裁判はここまでたどり着くことができました。改めて、心より御礼申し上げます。

どうか引き続き、千葉県の子童相談所のこどもたちと、そこで働く職員を守っていただけると幸いです。